

(11) 総合学生支援室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されている。業務内容は、次のとおりである。

- i) 学生支援体制及び方法に係る企画立案に関する事項
- ii) 卒業生・修了生に対するアフターケアの充実に関する事項
- iii) 関係委員会等における学生支援の実質化に係る連携調整に関する事項
- iv) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

イ 組織の構成及び構成員等

総合学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長とし、室員は教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、保健管理センター所長、教育支援課長、学生支援課長、プレイスメントプラザ次長、その他学長が指名した者で構成されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成28年度は、総合学生支援室構成員による総合学生支援室会議を7回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 第3期中期目標・中期計画に係る年次計画
- ii) 熊本地震で被災した受験生、入学生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程の制定等
- iii) 第3期中期目標期間における重点的取組（戦略③）
- iv) 一貫した総合的な学生支援の取組
- v) 学生生活実態調査
- vi) 心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための対応指針
- vii) 学生支援オールインワンカルテシステムの廃止

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

平成28年度の年度計画に基づき、第7回学生生活実態調査（平成29年度実施）の実施方法・調査項目等の検討及び「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための対応指針」策定に向けた検討を行った。

また、第3期中期目標期間における取組として、重点的取組「入学から卒業・修了までの一貫した総合的な学生支援の構築」を含む総合的な学生支援の実施について、検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

学生の修学、就職及び生活に係る支援を実質的に機能させるという総合学生支援室の設置目的に沿い、各種の学生支援に関する事項について、総合学生支援室会議において審議・検討の上、業務を実施している。

中期計画に定める「入学から卒業・修了までの一貫した総合的な学生支援」の実施については、重点的取組を含め、第3期中期目標期間内に成果が得られるよう、平成28年度の総合学生支援室会議において検討課題の例として掲げた事項等について、検討を継続する必要がある。